

役員及び評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

第 1 条 (目的)

この規程は、社会福祉法施行規則第二条の四十二及び社会福祉法人ありがとう定款（以下「定款」という。）第 8 条及び第 21 条の規程に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 (報酬等の支給)

役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 非常勤の役員等 報酬
- (2) 評議員等 報酬

第 3 条 (報酬等の額の算定方法)

非常勤の役員等に対する報酬は日額とし、別表 1「非常勤役員等報酬表」に定める年度の総額及び一人当たりの日額の範囲内で、法人の会議への出席、または業務に従事したとき支給し、及び別表 2「費用弁償」に定める費用を弁償する。ただし、法人の常勤の職を兼ねる役員については、報酬のみを支給する。

2. 評議員等に対する報酬は日額とし、定款第 8 条に定める勤務実態がある場合において、別表 1「非常勤役員等報酬表」に定める一人当たりの日額を、法人の会議への出席、または業務に従事したとき支給し、及び別表 2「費用弁償」に定める費用を弁償する。

3. 役員及び評議員等が、法人の用務のために旅行したときは、旅費規程の例により旅費を支給する。

第 4 条 (報酬等の支給方法)

非常勤の役員及び評議員等に対する報酬等は、それぞれ法人の会議への出席、または業務に従事したときにその都度支給する。ただし、法人の常勤の職を兼ねる役員については、毎月翌月 25 日に、社会福祉法人ありがとう給与規程に準じて支給する。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

第 5 条 (改廃)

この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表1 非常勤役員等報酬表

平成29年4月1日 制定

	日額	年度の総額
評議員		10,000円
理事長・理事		10,000円
監事		10,000円
評議員選任・解任委員		10,000円

別表2 費用弁償

平成29年4月1日 制定

自宅から会議の開催場所まで
一律

5,000円